

# 資料：学校いじめ防止基本方針（令和6年度版）R6.4.1

二戸市立福岡中学校

## はじめに

本校いじめ防止基本方針は、平成30年1月18日付教第1037号により通知された「二戸市いじめ防止等のための基本的な方針」平成26年度11月（平成30年度1月改定）を受け、その趣旨を捉え、策定したものである。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、目指す生徒像に掲げる「他への思いやりをもつ生徒」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。のために、校長のリーダーシップの下、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

## I いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえたうえで、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的、形式的に行うのではなく、被害者の感情に寄り添うなど、いじめられた生徒の心情に共感し、その立場に立って行うものとする。

#### 【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われること
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりすること
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりすること
- ・金品をたかられること
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりすること
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりすること
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされること 等

### 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念【法第3条から】

- (1) いじめ防止等のための対策は、いじめがすべての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめ防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置するがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指していくなければならない。

※ このことを受け、本校では、かけがえのない存在である生徒一人ひとりが元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、強い決意で取り組みを進める。

### 3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。法に抵触するものについては二戸警察署と連携し対処する。

## II いじめの未然防止のための取組

### 1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努める。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

### 2 生徒に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合って解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

### 3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

- (1) 構成員（◎対策委員長）事例に応じて当該生徒の学級担任が加わる  
校長、副校長、主幹教諭、教務主任、◎生徒指導主事、適応指導主任、学年主任、養護教諭
- (2) 取組内容
  - ①いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置づけ）
  - ②いじめにかかる研修会の企画立案
  - ③未然防止、早期発見の取組
  - ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告等）
  - ⑤いじめ防止にかかる生徒の主体的な活動の推進
- (3) 開催時期  
月2回（適応指導委員会と同時開催）を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで隨時開催とする。

#### 4 生徒の主体的な取組

- (1) 生徒会による「いじめ見逃しま宣言」等の取組
- (2) 「いじめ見逃しま宣言」の掲示
- (3) 主体的・共同的に取り組む絆づくりをねらいとした生徒会行事や取組
- (4) いじめの問題にかかわる学級会・学年集会の実施

#### 5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を保護者に配付する等、ホームページに掲載するなどして周知に努める。
- (2) P T Aの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (5) 学級活動等で、人格や生命を尊重する態度を養い、いじめについて考える。
- (6) 学校評価において目標の達成状況を評価し、取組の改善を図る。

#### 6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会 8月・1月
- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断 年3回(各学期)

### III いじめの早期発見のための取組

#### 1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。(学級担任および学級副担任は生活ノート等も活用する。)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

#### 2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 生徒を対象としたアンケート調査(生活アンケート、教育相談アンケート) 5月・11月
- (2) 心とからだの健康観察 9月
- (3) QU検査 1,2年生:5月・10月 3年生:5月
- (4) 保護者アンケート(学びフェス評価内) 5月・11月
- (5) 個別の教育相談 6月・11月・2月

#### 3 相談窓口の紹介

いじめられている児童生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談（生徒及び保護者）……………全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用……………適応教育担当
- 地域からのいじめ相談窓口……………副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談……………学校（全職員）または所轄警察署
- 関係諸機関の相談電話などを紹介する（カード等配布のとき説明を行う）

24時間子供SOSダイヤル	0570-078310
いじめ相談電話（県教委）	019-623-7830 fureai@pref.iwate.jp
県教委ふれあい電話	0194-53-4991 月～金 9:00～17:00
チャイルドライン	0120-99-7777 月～土 16:00～21:00
子どもの人権110番	0120-007-110 月～金 8:30～17:15
いのちの電話	019-654-7575 月～土 12:00～21:00 日 12:00～18:00
県警ヤングテレホン	019-651-7867 月～金 9:00～17:45
青少年なやみ相談室	019-606-1722 月～金 9:00～16:00

## IV いじめの問題に対する早期対応

### 1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。（いじめを発見したり、通報を受けたりした場合、その結果を報告しないと法律違反となる）
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。校長は、生徒に懲戒（出席停止等）を加えることができる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、人間関係の改善や社会性の向上等、生徒の人格や心の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。（本校の関係機関とは、市教委教育相談員、県福祉総合相談センター県北駐在児童福祉司、市総合福祉センター家庭児童相談員、地域生活支援センターカシオペア相談支援員、二戸警察署少年補導員等となる）

### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。

福岡中学校いじめ対策委員会（事例に応じて当該生徒の学級担任が加わる）

校長 副校長 主幹教諭 教務主任 生徒指導主事 適応指導担当 学年主任 養護教諭

- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。（重大事態の疑いがあれば速やかに学校の設置者へ報告することとし、その後の調査体制は学校の設置者の指示を仰ぐこととなる。ただし事態の重大性に鑑み、学校独自の調査体制を制約するものではなく、並行して学校独自の調査は着手するものとする）
- (4) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。（いじめを受けた生徒及び保護者に対して、情報提供は適時適切に入れなければいけない。関係者の個人情報にも配慮する必要はあるが、一刻も早く安心させてあげることが重要であることが多い。ここまで調査が進んでいく等の途中経過の情報提供でも、被害者側の不安を取り除くことにつながる。被害者側に寄り添った視点を常にもつこと）
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭・適応教育担当と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、校長は適切に生徒に訓告・懲戒（別室登校・出席停止等）を加える。

### 3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

### 4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、二戸市教育委員会及び二戸警察署と連携して対処する。

### 5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

## V 重大事態への対処

### 1 重大事態の意味【法第28条第1項】

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
  - 等
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、相当の期間については、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連續で欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する。

### 2 重大事態の報告

生徒や保護者から、いじめによる重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告する。報告は、口頭、文書をもって行うものとし、事態の進捗状況がわかるように細目に報告する。

### 3 重大事態の調査

生徒または保護者の申し立てに対しては、学校が把握していない極めて重要な情報であることと捉えるものとする。また、何らかの手段により学校が知り得た事案についても、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することのないよう特段の配慮をする。

#### (1) 学校が調査の主体となる場合

設置者の指示・指導のもと、以下のとおり対応する。

ア 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。

イ 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

ウ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。

エ 調査結果を学校の設置者に報告する。

オ いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。

カ いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切に保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。

キ 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

(2) 学校の設置者（二戸市教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

## VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

○いじめの未然防止にかかわる取組に関すること ○いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

## VII その他

### 1 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようとするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### 2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようとするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### 3 年間計画の検討を行い作成する

アンケート実施時期や内容、生徒会取組など年間計画を作成し今後の取組にいかしていく。